

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定により、令和三年七月十五日付けで、次のとおり処分した。

令和三年七月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は 名称	氏名（法人にあつて は代表者の氏名）	主たる事務所 の所在地	処 分 の 内 容
株式会社 ABCハ ウジング	會津 忠紀	埼玉県川越市 中台元町一丁 目三番地八	三十日間の業務の全部停 止